

定住自立圏形成協定の一部を変更する協定書

平成22年10月8日付けで大牟田市（以下「甲」という。）と柳川市（以下「乙」という。）との間に締結した定住自立圏形成協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1の2の表大牟田文化会館の機能性及び安全性の向上の項を次のように改める。

圏域内の文化振興	圏域内における文化事業に係る情報の共有化及び情報発信機能の向上を図る。また、共同文化事業の検討など圏域における更なる文化の向上及び住民福祉の増進を図る。	文化事業に関する情報を提供するとともに、乙と連携して文化事業に関する情報を収集し、集約し、及び発信する。また、乙及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。	文化事業に関する情報を提供するとともに、甲と連携して文化事業に関する情報を収集し、及び発信する。また、甲及び関係機関と連携して、文化事業を実施する。
----------	--	--	--

別表第2の1の表取組事項の欄中「整備促進」を「利用促進」に改め、同表取組内容の欄中「維持及び確保」を「維持確保及び利用促進」に改め、同表甲の役割の欄中「九州新幹線新大牟田駅周辺地区の整備」を「公共交通機関の維持確保及び利用促進に向けた取組」に改め、同表乙の役割の欄中「西鉄柳川駅周辺地区の整備」を「公共交通機関の利用に関する情報発信」に、「及び利便性の確保」を「並びに利便性の確保及び改善」に、「福祉巡回バス等」を「コミュニティバス等」に改める。

別表第2の2の表甲の役割の欄中「主要幹線道路との」を「主要幹線道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、圏域内の」に、「とともに」を「ほか」に改め、同表乙の役割の欄中「主要幹線道路との」を「主要幹線道路の整備促進に向けた取組を行うとともに、圏域内の」に改める。

別表第2の3の表地域資源をいかした圏域内外の交流の項取組内容の欄中「にぎわい交流拠点の整備を行うとともに、」を削り、同項甲の役割の欄中「地域資源である近代化産業遺産等の活用を行い、にぎわいの創出及び圏域内外の住民との交流拠点づくりを進める」を「甲の区域内に存在する近代化産業遺産をはじめとする地域資源の魅力の向上及び活用を図り、にぎわいの創出

に努める」に改め、同表戦略的な広域観光の振興の項甲の役割の欄中「活用した」の次に「種々の」を、「行う」の次に「。また、圏域内への集客の増加及び周遊を図るための催事を行う」を加え、同項乙の役割の欄中「活用した」の次に「種々の」を、「行う」の次に「とともに、圏域内への集客の増加及び周遊を図るための催事を行う」を加える。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年10月27日

甲) 大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市
(代表者) 古賀 道雄

乙) 柳川市本町87番地1
柳川市
(代表者) 金子 健次